

労働安全衛生法では、所在地が異なる事業場を一つの適用単位として、本社、工場、支店、事務所、営業所、店舗等の事業場の業種、規模に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者又は衛生推進者の選任を義務付けています。

「総括安全衛生管理者」「安全管理者」「衛生管理者」及び「産業医」の選任は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、所定の様式に必要書類を添付して遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。

基発0328第6号

平成26年3月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

～ 労働安全衛生法に基づき必要な安全衛生管理体制 ～

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について

労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第2条第3号に掲げる業種(以下「3号業種」という。)の事業場には、安全管理者又は安全衛生推進者の選任や安全委員会の設置の義務付けがなく、安全管理体制の構築に係る法的な担保がなされていない。

一方、1年間に発生する休業4日以上労働災害約12万件のうち、その3分の1を上回る約5万件が3号業種において発生しており、これら3号業種における安全管理体制の構築が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」においては、3号業種がそのほとんどを占める第三次産業、とりわけ小売業、社会福祉施設及び飲食店が労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種とされており、さらに、平成25年12月24日付けの労働政策審議会の建議「今後の労働安全衛生対策について」においても、「現在の労働安全衛生法において安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務付けられていない業種(その他の小売業、社会福祉施設など)において、安全管理体制の整備が徐々に進められていることから、まずはこうした取組を促進させることとし、事業者に対して国が安全の担当者の配置等を内容とするガイドラインを示し指導を行うことが適当である。」とされたところである。

以上を踏まえ、今般、「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」を別添のとおり策定し、3号業種における安全の担当者の配置等を促進することとしたので、関係事業者に周知されるとともに、本ガイドラインに基づく安全管理体制の整備に取り組むよう指導されたい。

また、関係団体に対し、別紙により要請しているもので、了知されたい。

	林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業 (令2条1号の業種)	製造業(物の加工業を含む)、 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、 家具・建具・じゅう器等卸売業、 各種商品小売業、家具・建具・ じゅう器小売業、燃料小売業、 旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、 機械修理業 (令2条2号の業種)	その他の業種 (令2条3号の業種)
1000人～			
～999人 300人～			
～299人 100人～			
～99人 50人～			
～49人 10人～			
～9人 1人～			

別添

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における
安全推進者の配置等に係るガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、安全の担当者（以下「安全推進者」という。）を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的とする。

2 対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象とする。

なお、第12次労働災害防止計画において労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種である以下に掲げる業種の事業場については、特に重点的に本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとする。

- ・小売業（令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。）
- ・社会福祉施設
- ・飲食店

3 安全推進者の配置等

（1）安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組みられている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

- ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

（2）安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置するものとする。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えないものとする。

（3）安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知するものとする。

4 安全推進者の職務

本ガイドラインの対象業種でみられる災害の多くは、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動の必要性についての認識を事業者、労働者ともども高める必要がある。

こうした現状を踏まえ、安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行うものとする。

なお、事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配慮するものとする。

（1）職場環境及び作業方法の改善に関すること

（例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等）

（2）労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

（例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等）

（3）関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

（例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等）

岩手労働局

第14次労働災害防止計画

計画の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

8つの重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

各重点対策の具体的取組事項についてはホームページをご覧ください
(<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/home.html>)



計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）により効果検証を行う。

アウトプット指標	アウトカム指標
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする ➤ 卸売・小売業、医療・福祉業の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする ➤ ノーリフトケアを導入している介護事業場の割合を増加させる 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 転倒の死傷年千人率の増加に歯止めをかける ➤ 転倒による平均休業見込日数を40日以下とする ➤ 社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させる
高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける
多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を50%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下とする
業種別の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主を含む。)の割合を45%以上とする ➤ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする ➤ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする ➤ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を50%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 陸上貨物運送事業の死傷者数を5%以上減少させる ➤ 建設業における死亡者数を15%以上減少させる ➤ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる ➤ 林業の死亡者数を15%以上減少させる

アウトプット指標

アウトカム指標

労働者の健康確保対策の推進

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業における年次有給休暇の取得率を70%以上とする ➤ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を15%以上とする ➤ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする ➤ 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする ➤ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする ➤ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする |
|---|---|

化学物質等による健康障害防止対策の推進

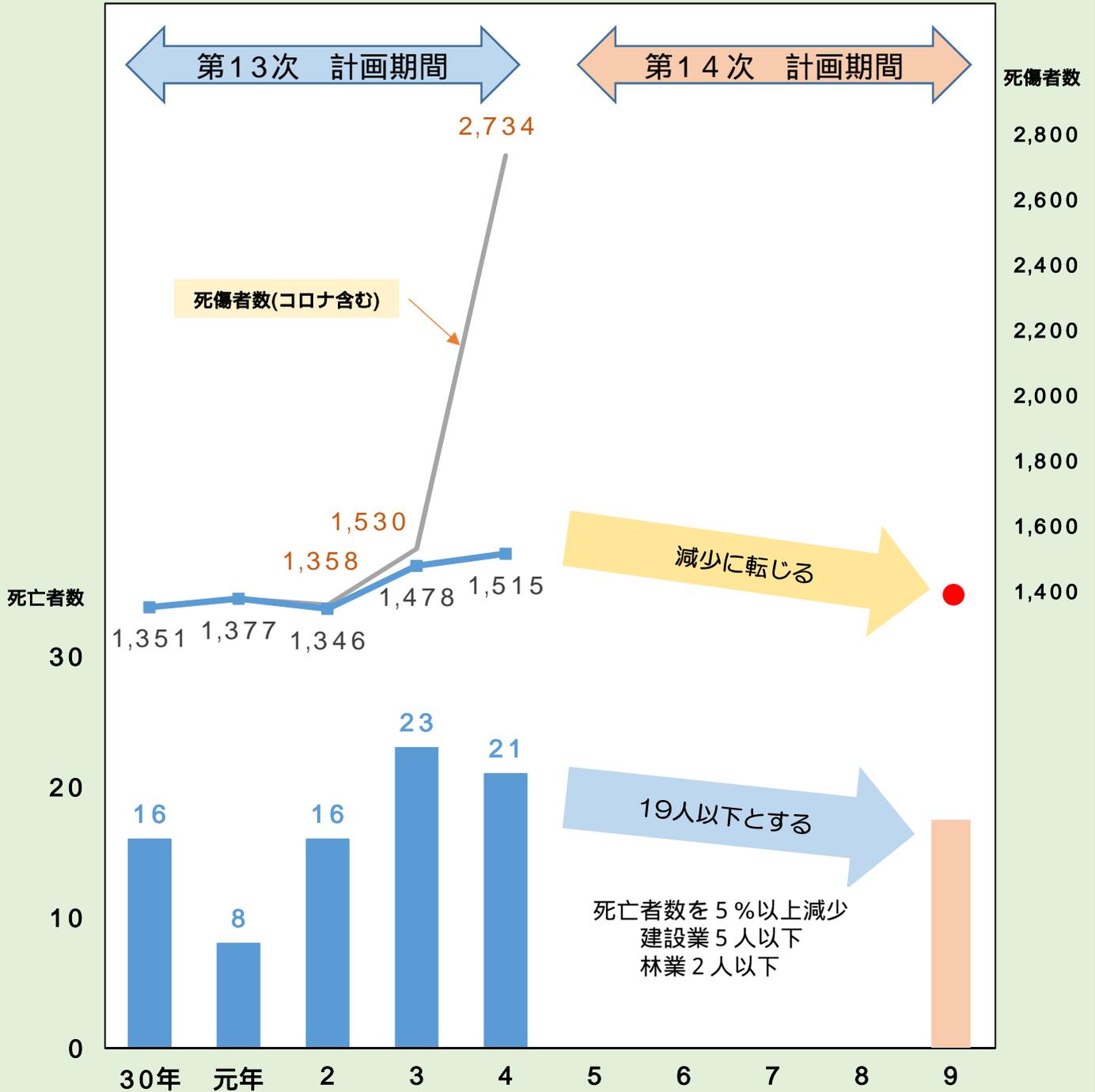
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする ➤ 労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を80%以上とする ➤ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次防の期間と比較して、5年間で5%以上減少させる ➤ 増加が危惧される熱中症による死傷者数の増加率を第13次防の期間と比較して減少させる |
|--|--|



- ・死亡災害については、5%以上減少する
- ・死傷災害については、増加傾向に歯止めをかけ、減少に転ずる

第14次労働災害防止計画

第14次労働災害防止計画(死亡・死傷災害の期待値)





腰痛を防ぐ

職場の 事例集

厚生労働省 中央労働災害防止協会

1. 事例集の使い方

この事例集では、小売、介護・看護の職場で腰への負担を減らした100以上の事例の成果、内容、きっかけをまとめたものです。

次の2. 事例集目次にあるタイトルから気になる事例を見つけ、事例を確認してください。
巻末には、参考情報もありますので、腰痛予防にお役立てください。

取組の成果

取組の内容

取組のきっかけ

介護・看護
1

ノーリフトケアを導入

高知県立あき総合病院
施設の種類：一般病院 従業員規模：100-999人

費用の目安
数十万円

成 果

腰への負担が軽減

内 容

- ・腰痛予防対策委員がノーリフトケアの動画を作成し、配信した。
- ・モデル病棟に対して、1回30分（全2回）の研修を実施した。
- ・ノーリフト宣言のポスターを作成、配布した。
- ・介助のときにベッドの高さを調整するようになり、前かがみ姿勢が軽減した。
- ・福祉用具（例：スライディングシート、スライディングボード）の使用頻度が増加し、職員が患者を持ち上げないようになった。

きっかけ

- ・腰痛を訴える職員が増加していたが、組織全体の取組はなかった。
- ・福祉用具はあるが、使用方法の理解不足から使用頻度が低かった。



費用の目安

数千円
数万円
数十万円
数百万円

注)ノーリフトケア/ノーリフティングケア：事例のタイトルや成果では、便宜上ノーリフトケアと表示している。

2. 事例集目次

小売の職場

番号	カテゴリ	タイトル	業態	従業員規模	費用の目安
1	重量物 取扱い作業 の改善	重量物マークを表示	無店舗販売	50-99人	数十万円
2		重量物マークを表示	食料品スーパー	100-999人	数千円
3		運搬作業に台車を使用	ドラッグストア	50人未満	数万円
4		運搬作業に台車を使用	医薬品・化粧品小売業	50人未満	数千円
5		運搬作業に台車を使用	ドラッグストア	50人未満	数千円
6		運搬作業にローラーコンベアを使用	無店舗販売	50-99人	数十万円
7		運搬作業にスライダシートを使用	食料品スーパー	100-999人	数十万円
8	作業姿勢の 改善	荷さばき時の作業姿勢を改善	無店舗販売	50-99人	数千円
9		荷さばき時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数万円
10		台車使用時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数千円
11		陳列時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数万円
12		陳列時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数十万円
13		ミーティング時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数千円
14		連続作業時間を短縮	食料品スーパー	100-999人	数千円
15	健康管理	腰痛予防体操を導入	無店舗販売	50-99人	数千円
16		腰痛予防体操を導入	家電大型専門店	1000人以上	数千円
17		腰痛予防体操を導入	食料品スーパー	100-999人	数万円
18	教 育	持ち上げ方を教育	家電大型専門店	1000人以上	数千円
19		腰痛予防教育に動画を使用	食料品スーパー	100-999人	数十万円

2. 事例集目次

番号	カテゴリ	タイトル	業態	従業員規模	費用の目安
20	教育	店舗の腰痛予防教育を統一	無店舗販売	50-99人	数万円
21	管理体制	店舗の安全衛生状況を把握	家電大型専門店	1000人以上	数十万円
22		店舗の業務災害発生情報を把握	無店舗販売	50-99人	数千円

介護・看護の職場

番号	カテゴリ	タイトル	施設の種類の	従業員規模	費用の目安
1	ノーリフトケアの実践	ノーリフトケアを導入	一般病院	100-999人	数十万円
2		ノーリフトケアを宣言	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
3		ノーリフトケアのリーダーを養成	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
4		ノーリフトケアのリーダーを養成	地域医療支援病院、介護老人福祉施設ほか	1000人以上	数十万円
5		ノーリフトケアの委員会を設置	介護老人保健施設	50-99人	数百万円
6		ノーリフトケアの取組効果を検証	介護老人福祉施設	50-99人	数万円
7		ノーリフトケアの研修を開催	介護老人福祉施設	50-99人	数万円
8		ノーリフトケアの研修を開催	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
9		ノーリフトケアの実践を相互評価	介護老人福祉施設	50-99人	数万円
10	福祉用具の使用	スライディングボード・シートを使用	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
11		スライディングボード・シートを使用	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
12		スライディングボード・シートを使用	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
13		使い捨てのスライディングシートを使用	一般病院	100-999人	数千円
14		臥位のまま移乗できるスライディングボードを使用	地域医療支援病院	100-999人	数万円
15		臥位のまま移乗できるスライディングボードを使用	一般病院	100-999人	数万円

2. 事例集目次

番号	カテゴリ	タイトル	施設の種類の	従業員規模	費用の目安	
16	福祉用具の使用	臥位のまま移乗できるスライディングボードを使用	介護老人福祉施設	50-99人	数万円	
17		スライディンググローブを使用	介護老人福祉施設	50-99人	数千円	
18		スライディンググローブを使用	介護老人福祉施設	50-99人	数万円	
19		体位変換用シーツを使用	介護老人保健施設	50-99人	数十万円	
20		肘置き跳ね上げ機能付き車椅子を導入	介護老人福祉施設	50-99人	数万円	
21		電動昇降ベッドを導入	住宅型有料老人ホーム、通所介護	50人未満	数十万円	
22		電動昇降ベッドを導入	介護老人福祉施設	50人未満	数万円	
23		スタンディングマシーンを導入	介護老人保健施設	50-99人	数十万円	
24		居室にリフトを導入	介護老人福祉施設	100-999人	数十万円	
25		浴室にリフトを導入	通所介護	50人未満	数万円	
26		浴室にリフトを導入	介護老人福祉施設	50人未満	数十万円	
27		リハビリテーション室にリフトを導入	一般病院	100-999人	数百万円	
28		歩行リハビリテーションにリフトを導入	一般病院	100-999人	数十万円	
29		MRI検査室にリフトを導入	一般病院	100-999人	数万円	
30		リフトの導入にサブスクリプションサービスを活用	一般病院	100-999人	数十万円	
31		特殊浴槽を導入	介護老人福祉施設	50-99人	数十万円	
32		作業姿勢の改善	排せつ介助時の作業姿勢を改善	介護老人福祉施設	50人未満	数万円
33			入浴介助時の作業姿勢を改善	介護老人福祉施設	50人未満	数千円
34			入浴介助時の作業姿勢を改善	介護老人福祉施設	100-999人	数万円
35			入浴介助時に小休止を導入	通所介護	50人未満	数千円
36			整容時の作業姿勢を改善	住宅型有料老人ホーム、通所介護	50人未満	数十万円

ノーリフトケアを導入

費用の目安
数十万円

高知県立あき総合病院

施設の種類：一般病院 従業員規模：100-999人

成果

腰への負担が軽減

内容

- ・腰痛予防対策委員がノーリフトケアの動画を作成し、配信した。
- ・モデル病棟に対して、1回30分（全2回）の研修を実施した。
- ・ノーリフト宣言のポスターを作成、配布した。
- ・介助のときにベッドの高さを調整するようになり、前かがみ姿勢が軽減した。
- ・福祉用具（例：スライディングシート、スライディングボード）の使用頻度が増加し、職員が患者を持ち上げないようになった。

きっかけ

- ・腰痛を訴える職員が増加していたが、組織全体の取組はなかった。
- ・福祉用具はあるが、使用方法の理解不足から使用頻度が低かった。



ノーリフトケアを宣言

費用の目安
数千円

社会福祉法人土佐香美福祉会 特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

成果

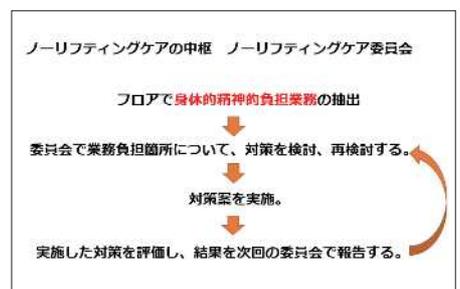
- ・取組後1年で、業務上の腰痛発生件数が2件から0件、慢性的に腰痛を訴える職員が8割減少
- ・職場改善への意識が向上

内容

- ・全職員が集まる職員会で、施設長が「労働安全衛生のためのノーリフティングケアを行う」ことを宣言し、自身の身体負担を減らし、働きやすく環境を変えようという考え方、取組の目的や内容を説明した。
- ・身体負担がなく楽に働くことができるように、事業所内のリスクを毎月ピックアップし、委員会で対策を考えるようにした。また、その結果がどうなったかを翌月の委員会で評価し、次の課題解決につながるように、PDCAサイクルを構築した。
- ・全職員に自分たちの体を守る理由でノーリフティングケアを行うことが理解され、身体への負担がかかる職場環境の改善に職員の意識が向くようになった。

きっかけ

- ・業務上での腰痛が2件あり、普段から慢性的に腰痛を訴える職員も多く、同一法人内の特養施設の中で、最もノーリフティングケアの取組が遅れていた。
- ・職員はノーリフティングケアという言葉は知っていても、何を目的として行うのかが理解できていない状態で、組織としての取組目標もなかった。



ノーリフトケアのリーダーを養成

費用の目安
数千円

社会福祉法人土佐香美福祉会 特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

成果

- ・ 職員、利用者ともに身体負荷が軽減
- ・ 職員は腰痛予防や働きがいが向上、利用者は身体機能が改善

内容

- ・ 高知県の事業であるノーリフトのマネジメント養成研修を活用し、介護のリーダーすべてが受講及び課題をクリアし、ノーリフトマイスターとして認定を受けた。また、同事業の技術リーダー養成研修も受講し、リーダーがノーリフトに関するマネジメントだけでなく、技術指導もできるようにした。
- ・ 高知県の研修の受講によりノーリフトケアに取り組む目的を各リーダーに教育することができ、ノーリフトに関するマネジメントが継続できるようになった。
- ・ リーダーから一般職員への指導も円滑に行えており、介護機器や用具を使うだけでなく、なぜノーリフトケアが必要なのかを述べることもできるようになった。
- ・ 組織としてノーリフトケアの推進が図られたので、全職員の意識が「利用者にも働く人にも優しいケア」を提供する自覚が芽生えた。

きっかけ

- ・ 職員のノーリフトケアの理解が十分ではなく、組織的なマネジメントとして稼働できていなかった。
- ・ 機器や用具を扱えるリーダー育成はもとより、ノーリフトケアをマネジメント（ケアの質や業務効率を改善）できるリーダーの養成が必要だった。

ノーリフトケアのリーダーを養成

費用の目安
数十万円

社会医療法人財団董仙会

施設の種類：地域医療支援病院、介護老人福祉施設ほか 従業員規模：1000人以上

成果

- ・ 腰痛を理由とする離職者がゼロ
- ・ ノーリフトケアの取組を知った求職者が応募

内容

- ・ 医療・介護では、職員が腰痛を起こしやすい場面（例：ベッドからの移乗、排せつ介助、入浴介助）が多いことから、健康経営の課題に腰痛予防を挙げて取り組んだ。
- ・ 董仙会介護部門が介護福祉士にノーリフトマイスター研修を実施し、ノーリフトを推進する職場のリーダーを養成した。
- ・ マイスターによる指導により、職員の意識が機器を使用せずに早く済ませようという意識から機器を使用して安全に行おうという意識に変わった。
- ・ ノーリフトに取り組んでいることを把握している求職者からの応募があった。

きっかけ

- ・ 董仙会は、医療、介護、福祉および保健に関するサービスを提供しており、基本理念に「職員の健康と幸せ」を掲げ、健康経営に取り組み、2018～2023年は健康経営優良法人（ホワイト500企業）に認定されてきた。
- ・ 腰痛による病欠者が出たことをきっかけに、離職防止や採用面にも寄与する取組として、トップが決断して実施することになった。

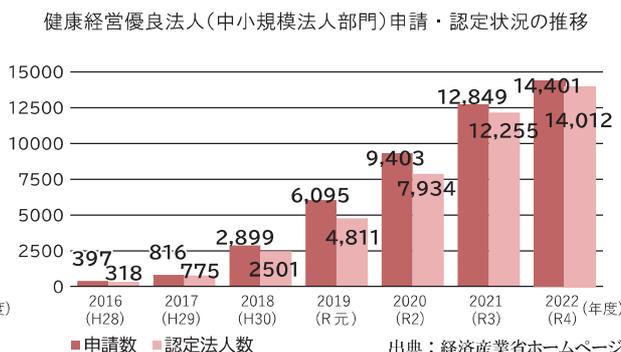
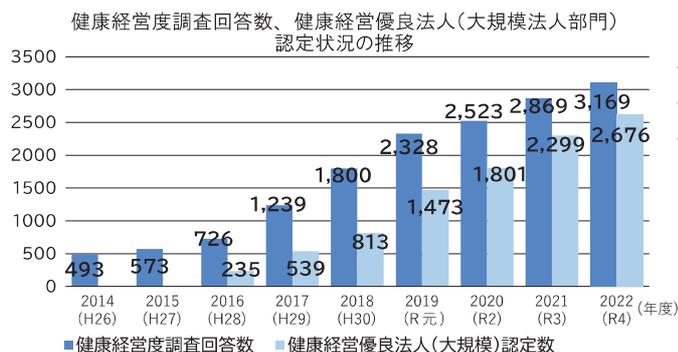


機器を使用して安全に行おうという意識が芽生えた



「健康経営・健康投資」とは

- 健康経営とは、従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、**健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。**
- 健康投資とは、**健康経営の考え方**に基づいた具体的な取組。
- 企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、**結果的に業績向上や組織としての価値向上へ繋がる**ことが期待される。



認定申請は、年々増加しています。腰痛予防を課題に挙げて健康経営に取り組んでいる小売業の企業、社会福祉法人、医療法人もあります。詳しくは、「ACTION! 健康経営」をご覧ください。

介護・看護 5

ノーリフトケアの委員会を設置

費用の目安
数百万円

医療法人仁智会 介護老人保健施設ヘルシーケアなはり

施設の種類：介護老人保健施設 従業員規模：50-99人

成果

- ・ノーリフトケアが促進
- ・利用者の身体機能が改善

内容

- ・労働安全衛生の一環としてノーリフトケアに取り組むこととし、施設長をトップに、事務職、医療職、介護職の横断的なメンバーで構成した委員会を発足した。
- ・①職員の健康管理部、②アセスメント・プランニング部、③福祉用具導入・管理部、④ケア以外の業務部、⑤教育企画・技術教育部の5つの部会を立ち上げた。
- ・各部会では、6カ月間ごとに計画を策定し、月1回、進捗報告と検討議題を議論するようになった。
- ・委員会では、就労環境調査を実施したり、福祉機器を導入したり、教育方法の検討を行った。また、福祉機器や福祉用具の導入に併せて、全職員に対してノーリフトケアの意義や身体の使い方、福祉機器や福祉用具の使い方を教育した。
- ・利用者の褥瘡(床擦れ)や拘縮の予防につながった。

きっかけ

- ・職員の腰痛と疲労が問題となっていた。さらに、少子高齢化、地域の過疎化により、離職者に対して入職者が少なく、10年後の人員不足の課題も抱えていた。その課題から、社会福祉の職場の「きつい、汚い、暗い」というイメージではなく、魅力ある、働きがいを感じる職場をみんなで作っていくという機運を高めていくことが必要と考えた。



床走行式リフト



体位変換用シート

ノーリフトケアの取組効果を検証

費用の目安
数万円

社会福祉法人土佐香美福祉会 特別養護老人ホームウエルプラザ高知

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

成果

- ・ノーリフトケアが促進
- ・時間にゆとりが生まれ、無理のない介助が実現

内容

- ・ノーリフティングケアの取組当初から組織の中にノーリフティング委員会を設置し、施設全体で取り組んできた。年に2回、腰痛アンケートを実施し、その集計結果と改善すべき業務の内容をノーリフティング委員会で話し合うようにした。
- ・衛生委員会でも腰痛を訴える職員数やその変化を確認し、取組の効果を検証するようになった。
- ・ノーリフティング委員会の活動の結果、主任やリーダー以外の職員にノーリフティングケアに関する知識や技術を習得する機会を十分確保できていないとの分析結果から、ノーリフティングケアの必要性や福祉用具の使用方法を共有する週1回の研修会を開催することにし、研修会の内容も委員会で話し合うようにした。
- ・福祉用具の活用により、二人介助が一人介助になった。

きっかけ

- ・ノーリフティングケアの実践により、単に腰痛予防対策の効果の有無だけではなく、実際に腰痛発症率が低下したか、腰痛による離職者が減少したか、入職者の増加があったか、介護職場の「きつい、汚い、暗い」というイメージの払拭に役立ったかを検証し、快適な職場環境の醸成、人材確保に資する取組につながったかを確認しておく必要性があった。

腰痛アンケート(見本)

ノーリフトケアの研修を開催

費用の目安
数万円

社会福祉法人土佐香美福祉会 特別養護老人ホームウエルプラザ高知

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

成果

- ・ノーリフトケアが定着
- ・腰痛を原因とした離職率が低下

内容

- ・ノーリフティング委員会メンバーが、週1回水曜日勤務時間内の1時間に、ノーリフトケアの技術研修や福祉機器の使用方法に関する情報共有や技術練習を行う研修会を開催することにした。
- ・各フロアから必ず1名（勤務表に記載。都合が付けば他の職員も参加）は参加するようにし、職員会で全職員に内容を周知した。
- ・研修会では、現場で起きている直近の課題や問題も情報共有するようにした。
- ・現場の課題に対して具体的な対応案を提案でき、解決できるようになった。

きっかけ

- ・ノーリフトケアを施設で導入後、主任やリーダー以外の職員は、作業姿勢への意識や福祉用具を使用したケアが実施できていなかった。
- ・ケアプランでケア内容を決めていても、福祉用具に慣れていない職員は今までどおりの方法で実施してしまい、職員によってケア方法が異なることがあった。
- ・月1回開催するノーリフティング委員会での情報共有や研修だけでは頻度が少なく、職員がノーリフトケアに関する知識や技術を習得する機会が十分ではなかった。



福祉用具を使用したケアの実践練習



職員会で全職員に伝達

ノーリフトケアの研修を開催

費用の目安
数千円

社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会 特別養護老人ホームあざみの里

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

成果

- ・ノーリフトケアが定着
- ・人材育成の体制が整備

内容

- ・誰が見ても分かりやすい写真入りのマニュアルを作成し、新人職員研修で目的や効果、介助するときの身体の使い方、不良姿勢をなくすことを教え、研修後は認定テストを実施した。
- ・各職員のリフトの使い方や介助技術を確認し、個別指導を実施した。
- ・目的を認識してもらうことで、自身の身体の使い方から決められた用具の使用、利用者への触れ方も理解しやすくなり、統一した介助方法を職員が実践できるようになった。
- ・福祉用具を使用することで、職員の性別や年齢に関らず同様の移乗介助を行えるようになった。

きっかけ

- ・全職員が目的を理解できていることが大事であるが、「ノーリフティングケアを知識として理解できている」と答えた職員は100%であったにもかかわらず、全職員が「実践できている」という状況ではないことがアンケート結果から分かった。また、実践できていない原因として、福祉用具の使い方に自信がないのではないかと考えた。



○機が汚れる作業を行う際、中継室になっていませんか？
○椅子を使用したまま歩行姿勢が崩れていませんか？
○利用者の体勢に不安を感じたり、安全な姿勢で介助できていますか？
○全て職員がベースで行動を行っていますか？利用できることを定めていますか？

ノーリフトケアの実践を相互評価

費用の目安
数万円

社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会 特別養護老人ホームあざみの里

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

成果

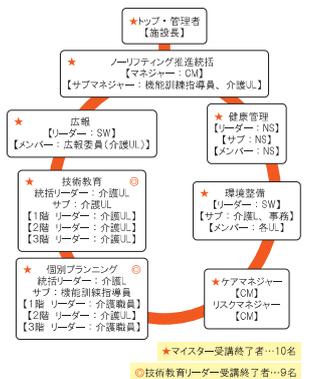
- ・ノーリフトケアが定着
- ・多職種で協力し合える関係性が実現

内容

- ・ノーリフティングケア推進チームを施設長、機能訓練指導員、介護職員、ケアマネジャー、生活相談員、看護師、事務職員と多職種で構成した。必要なライセンスを取得し指導できる職員を増やしていくことで、多職種間で同様の知識や技術を持ち、認め合える職場づくりを目指した。
- ・一緒にケアを行っている職員から、どの職員がノーリフティングケアを理解し実践できているか理由も含め投票を行う総選挙を実施し、職種に関らず全員が取組の当事者であることを認識できるようにした。
- ・楽しみながら褒める、褒められることで意欲・向上心アップにつながるというよい効果もたらされた。ノーリフティングケアだけでなく、他の取組・業務においても多職種で協力し合える関係性ができた。

きっかけ

- ・研修受講後、どのように職場に落とし込んでいくか、研修で得たものを現場で活かすにはやっていることが正しいかと周囲から認められることが必要ではないか、職員が楽しみながら投票できるよう「今日のMVP」を投票すればどのようなことができるようになっていくのかも把握できるのではないかと、思い実行した。



*マイスター受講終了者…10名

○技術教育リーダー受講終了者…9名

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること ・ 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している ・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし） 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	<p>補助率：1/2</p> <p>上限額：100万円 (消費税を除く)</p>	<p>補助率：3/4</p> <p>上限額：30万円 (消費税を除く)</p>	

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

- ※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
- ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



- ◆ 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

● 具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります ●

(ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
 - ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
 - ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
 - ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
 - ◆ 階段への手すりの設置(※1)
 - ◆ 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)
- (※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



転倒防止対策
リーフレット



労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)

(イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



(ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- ◆ 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(※2)における休憩施設の整備
- (※2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)

体温を下げるための機能のある服の導入



(エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★ 労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

- ◆ 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは・・・医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

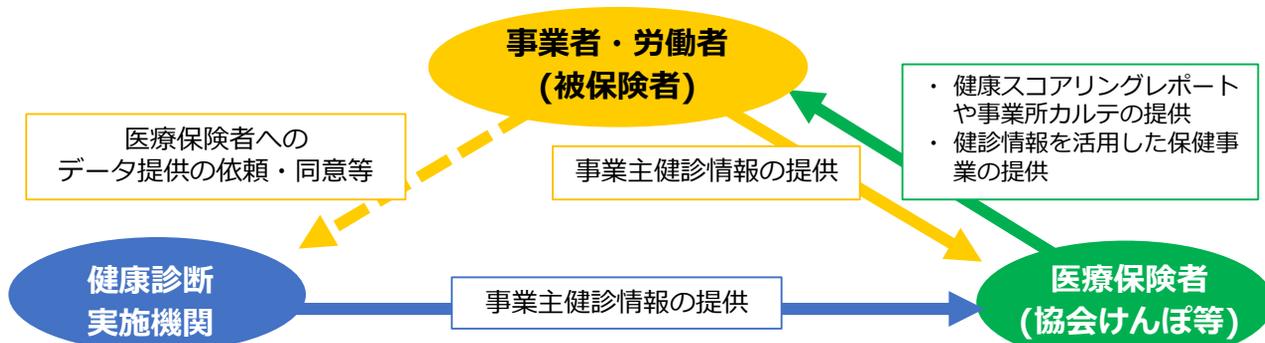
「転倒防止」・「腰痛予防」のための
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

- ★ 転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)
- ★ 物品の購入はできません
- ★ 転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

＜コラボヘルス＞



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

● 具体的には、次のような取組が対象となります ●

健康教育、研修等

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等（オンライン開催、eラーニング等も含む）
 ➔ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

システムの導入

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入
 ※初期導入費用のみ
 パソコンの購入は対象外

栄養・保健指導

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く）

- ★ 物品の購入はできません
- ★ 事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q & Aをご確認ください ➔



申請に当たっての注意事項（申請方法等は次頁をご確認ください）

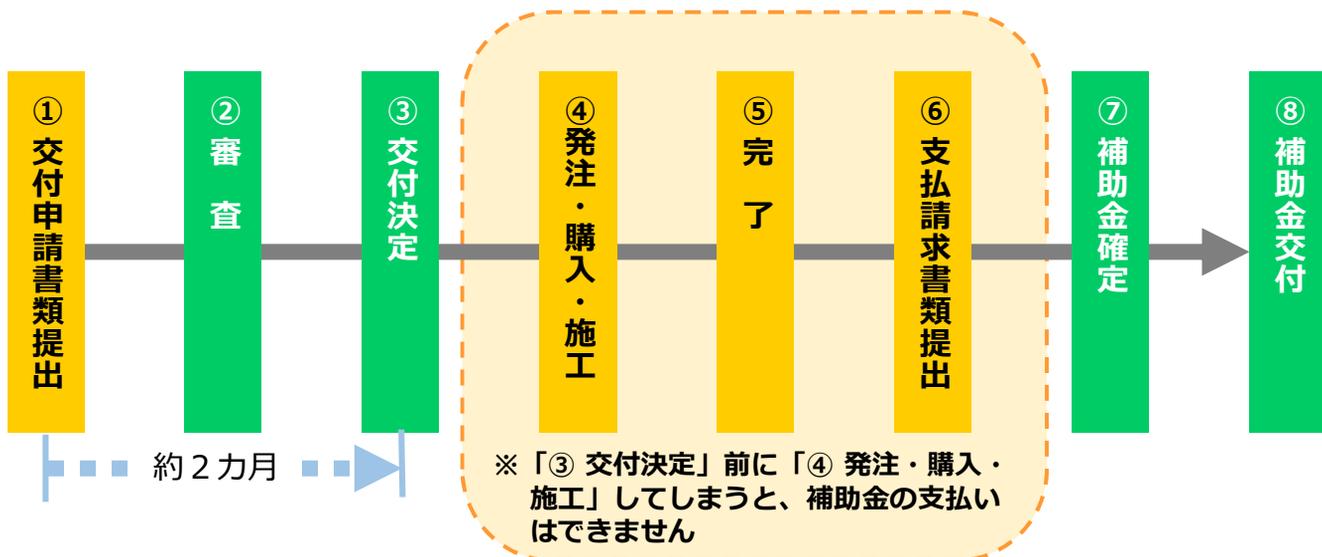
- ◆ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。（注）申請内容等の確認のため、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。
- ◆ エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金（助成金を含む）が交付されている場合（もしくは交付される予定がある場合）は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。
- ◆ 偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。
- ◆ 交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です（10月申請分除く）。なお、不交付決定（不採択）がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。 ■は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- ➔ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- ➔ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**（エイジフレンドリーガイドライン）」を活用しましょう
エイジフレンドリーガイドライン ➔ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
（ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）

関係書類 送付先

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください
関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります（メールでの申請はできません）
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください

お問合せ先

申請担当	支払担当
電話：03（6381）7507 FAX：03（6381）7508	電話：03（6809）4085 FAX：03（6809）4086

受付時間

平日10:00～12:00/13:00～16:00
（土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません）
<8月13日～8月16日（夏季休暇）、12月30日～1月3日（年末年始）を除く>

第14次労働災害防止計画の取組

事業場名	株式・有限会社〇〇〇〇						
業種	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 運送業	<input type="checkbox"/> 林業	<input type="checkbox"/> 保健衛生業	<input type="checkbox"/> 商業	<input type="checkbox"/> その他
労働者数	<input type="checkbox"/> 1～9	<input type="checkbox"/> 10～49	<input type="checkbox"/> 50～99	<input type="checkbox"/> 100～499	<input type="checkbox"/> 500～999	<input type="checkbox"/> 1000～	

↓
要選択

↓
要選択

↓
要選択

↓
要選択

↓
要選択

		令和5年度(令和6年1月時点)			令和6年度(令和7年1月時点)			令和7年度(令和8年1月時点)			令和8年度(令和9年1月時点)			令和9年度(令和10年1月時点)					
行動災害の防止	転倒災害防止の取組	設備の改善の実施	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
		転倒危険マップの作製	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
		標識の設置	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
		社内教育の実施	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全労働者	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全労働者	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全労働者	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全労働者	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 全労働者		
					<input type="checkbox"/> 正社員のみ			<input type="checkbox"/> 正社員のみ			<input type="checkbox"/> 正社員のみ			<input type="checkbox"/> 正社員のみ			<input type="checkbox"/> 正社員のみ		
	腰痛予防の取組(医療・介護)	ノーリフト・ケアの実施	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
高齢労働者対策	エイジフレンドリーガイドラインに沿った取組	リスクアセスメントの実施	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
		職場環境の改善の実施	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
		健康や体力の状況の把握	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
		健康や体力に応じた作業配置	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
		安全衛生教育の実施	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
多様な働き方への対応	外国人労働者の労働災害防止	安全衛生教育の実施	<input type="checkbox"/> 外国人労働者がいる場合はチェックを付して下さい。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 母国語教材	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 母国語教材	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 母国語教材	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 母国語教材	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 母国語教材	
					<input type="checkbox"/> 視聴覚教材			<input type="checkbox"/> 視聴覚教材			<input type="checkbox"/> 視聴覚教材			<input type="checkbox"/> 視聴覚教材			<input type="checkbox"/> 視聴覚教材		
					<input type="checkbox"/> 日本語教材			<input type="checkbox"/> 日本語教材			<input type="checkbox"/> 日本語教材			<input type="checkbox"/> 日本語教材			<input type="checkbox"/> 日本語教材		
健康確保対策		年休取得率			%														
		インターバル制度の導入	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
		メンタルヘルス対策の取組	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
		ストレスチェックの実施	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
		産業保健サービスの提供	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
化学物質対策	危険有害性が把握されている化学物質	ラベル表示	<input type="checkbox"/> 化学物質取扱がある場合はチェックを付して下さい。	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
		SDSの交付	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
		リスクアセスメントの実施	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
熱中症対策	暑さ指数の把握	WBGT指数計の活用	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
備考) 記載要領		チェック日	月	日	チェック日	月	日	チェック日	月	日	チェック日	月	日	チェック日	月	日	チェック日	月	日
		報告日	月	日	報告日	月	日	報告日	月	日	報告日	月	日	報告日	月	日	報告日	月	日

備考) 記載要領

- ・要選択欄の各設問の実施の有無について、該当するものに☑を付けてください。
- ・前年度までに実施済みの場合は、チェックする当年度は実施有としてみましません。

◎早い年度のうちに全てが実施「有」となることが望まれますが、最終年度までに全て実施「有」となるよう、計画的に取り組んでいただいてもかまいません。重ねてになりますが、**最終年度までに全て実施「有」となるよう、管理活動の推進をお願いします。**

- ・各年度の1月中に一関労働基準監督署担当までご報告をお願いします。(Excelデータのまま送信をお願いします)(令和5年度分の報告は不要です。)

【ご報告先】
 一関労働基準監督署
 メール：ichinoseki-kantokusho@mhlw.go.jp
 担当：安全衛生担当者

